



会員紹介カード



人生 100 歳時代到来！

清瀬市シルバー人材センターでは高齢者の健康推進及び会員拡大のため、社会参加の輪を広げたいと考えております。

そこで、皆様のご家族・お友達（清瀬市在住で 60 歳以上の方）にシルバー人材センターへのご入会をぜひ勧めてください。

下記の会員紹介カードを点線に沿って切り取って使用し、3人以上の新規入会者をご紹介していただくと表彰させていただきます。（詳細は裏面を）

お仲間とお仕事を通じて「生きがい」「健康」づくりをしましょう！

会員紹介カード

入会説明会の詳細は事務局までお問合せください。



公益社団法人
清瀬市シルバー人材センター

【使用方法】

裏面の【入会希望者】と【紹介者】それぞれの、氏名・住所・電話を記入後、この用紙を入会説明会出席時に、センター事務局へご提出ください。

電話：042-494-0903

住所：清瀬市松山3-13-16

会員紹介カード

入会説明会の詳細は事務局までお問合せください。



公益社団法人
清瀬市シルバー人材センター

【使用方法】

裏面の【入会希望者】と【紹介者】それぞれの、氏名・住所・電話を記入後、この用紙を入会説明会出席時に、センター事務局へご提出ください。

電話：042-494-0903

住所：清瀬市松山3-13-16

会員拡大にかかる会員表彰基準

会員拡大に向け、新規会員の獲得に寄与した会員に対し、表彰規程第3条（4）の規定に基づき、一般表彰を行うための基準を以下のとおり定める。

- 1 以下のすべての条件を満たした場合、一般表彰として個人を表彰する。
 - （1） 現在、会員である者が入会希望者をセンターに紹介し、その被紹介者が紹介日から3カ月以内に入会し、なおかつ入会后6カ月間会員として継続して在籍した場合。ただし、6カ月の期間が年度を跨ぐ場合には、翌年度表彰の対象とする。
 - （2） 会員が新たな入会希望者を所定の会員紹介カードによりセンターに紹介した場合。
 - （3） 紹介された新規入会希望者が、かつてシルバー人材センターの会員であった場合は、その者の直近の退会から1年間を経過していること。
 - （4） 新たに3人以上の新規入会者を紹介すること。

付 則

（施行期日等）

- 1 この基準は、令和2年12月18日から施行する。
- 2 初年度における第1項（1）の6カ月の期間については、適用しない。
- 3 初年度における第1項（4）の新規入会者の人数については2人以上とする。

<p>【入会希望者】 （ご入会を希望される方）</p> <p>氏名： _____</p> <p>住所：清瀬市 _____</p> <p>電話： _____</p> <p style="text-align: right;">月期入会</p>	<p style="text-align: right;">紹介日：令和 年 月 日</p> <p>【紹介者】 （現シルバー会員の方）</p> <p>氏名： _____</p> <p>住所：清瀬市 _____</p> <p>電話： _____</p> <p>※紹介者へは必ずコピーを事務局から渡してください。</p>
---	---

<p>【入会希望者】 （ご入会を希望される方）</p> <p>氏名： _____</p> <p>住所：清瀬市 _____</p> <p>電話： _____</p> <p style="text-align: right;">月期入会</p>	<p style="text-align: right;">紹介日：令和 年 月 日</p> <p>【紹介者】 （現シルバー会員の方）</p> <p>氏名： _____</p> <p>住所：清瀬市 _____</p> <p>電話： _____</p> <p>※紹介者へは必ずコピーを事務局から渡してください。</p>
---	---